

2025年度

若者・子育て世代の皆さんへ



「定住」のための「住宅取得」へ 奨励金を交付します

愛知県田原市では、人口増加と地域活性化を図るため、「田原市定住・移住促進奨励金」制度を設け、本市への「定住」「移住」のための「住宅取得」を応援します。

最高
60万円

- 2025年度内に対象住宅の所有権保存登記等を完了する必要があります。奨励金を利用して住宅取得をお考えの方は、お早めにご相談ください。
- 予算の範囲内で先着順に受付を行います。予算が終了している場合は交付されません。

◆対象住宅

田原市内において2024年4月1日から2026年3月31日までに自ら取得（権利登記）する新築住宅又は建売住宅で、次の要件をすべて満たすもの

- 建築基準法に基づく確認済・検査済の物件
- 居住用面積が70㎡以上
- 取得価格が500万円以上

※住宅又は店舗などの併用住宅を対象 ※既存住宅の増改築は対象外

◆対象者

- 本人又は配偶者が45歳以下の方
- 対象住宅の所有権を2分の1以上有する方
- たはらエコチャレンジ宣言に登録している方

◆奨励金

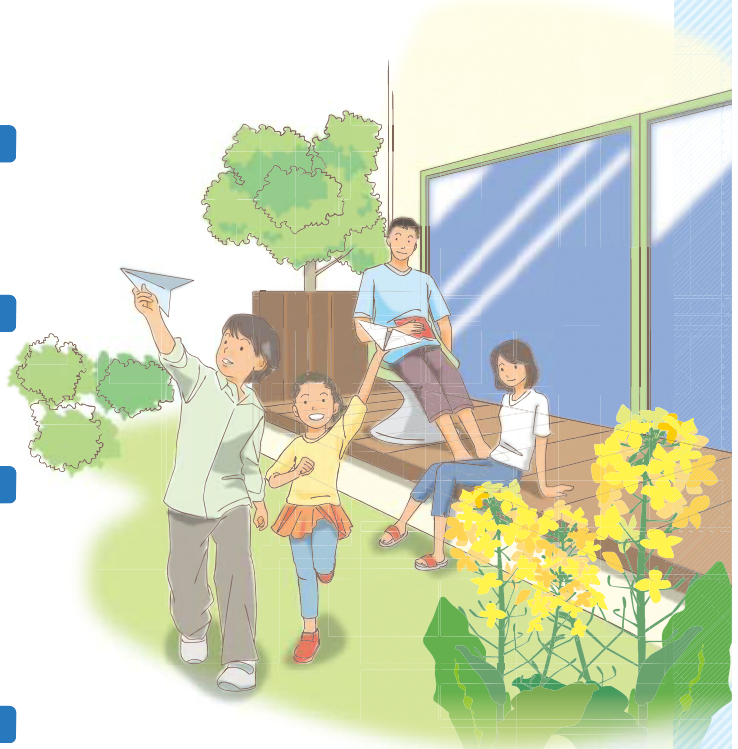
- 1 市外に1年以上居住し転入 20万円
- 2 市内の社宅・賃貸住宅等に5年以上居住し転居 20万円
- 3 上記以外 10万円

◆奨励金に加算する額

- 子育て加算（義務教育終了前の子が同居） 10万円
※子育て加算分のみ、たまぽカードポイント等により支給
- 地区加算（赤羽根・福江市街化区域、弥八島地区計画区域、光崎、夕陽が浜で取得） 10万円
- 市内事業者建築加算（市内建設業者が建築） 20万円

◆条件

- 取得後5年以上定住すること
- 世帯全員に市税等の滞納がないこと など



居住する地域の自治会へ加入をお願いします。

※詳しくは直接お問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

<https://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/jutaku/1003648.html>

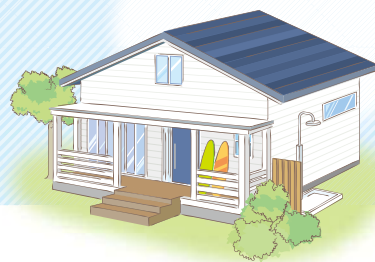


お問
い合
わせ

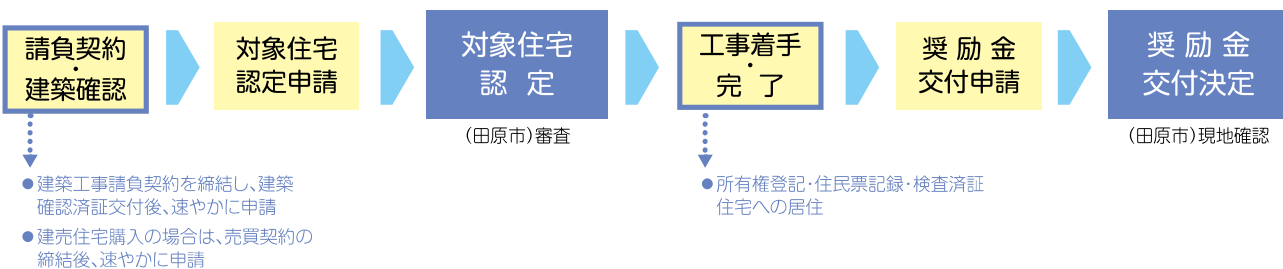
愛知県田原市役所 都市建設部 建築課
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30-1

T E L ● 0531-23-3684
E-mail ● kentiku@city.tahara.aichi.jp

愛知県田原市は若者・子育て世代による 定住のための「住宅取得」を 2025年度も引き続き応援します



◆奨励金申請手続きの流れ(建築工事請負契約の場合)



◆田原市定住・移住促進奨励金 Q & A

Q・45歳以下を対象としているのはなぜですか。

A・将来を見据え、持続的な市の人口維持を図るための制度ですので、現在子育てしている世帯又はそれに準じる年齢層の方を対象としています。

Q・中古住宅の購入が対象とならないのはなぜですか。

A・田原市では、「田原市空き家等活用促進事業補助金」を設置し、空き家バンク登録家屋の改修費の助成を行っていますので、そちらの制度を優先するものです。

Q・なぜ赤羽根・福江市街化区域、弥八島地区計画区域、光崎、夕陽が浜のみ加算があるのですか。

A・人口減少の幅が大きい赤羽根地域、渥美地域への支援を手厚くしています。

● 市街化区域は、公共投資により計画的に都市機能を整備し、区域内だけでなく、周辺地域の核となり、生活の利便性を向上させるための区域です。投資効果の向上を図るため、市街化区域の宅地の有効活用を促すものです。

● 弥八島地区計画区域、光崎、夕陽が浜は、地域振興・人口増加のため公共で整備した住宅地ですので、市街化区域同様、有効活用を促すものです。

Q・認定申請をする前に工事着手しています(建売住宅を購入しました)が、奨励金の対象になりますか。

A・事前に工事着手していても対象となります。

Q・他市に1年以上居住し、住宅が完成する前に、一時的に市内の社宅・賃貸住宅等に住民票を異動しました。「市外に1年以上居住し転入」の要件に該当しますか。

A・認定申請後に一時的に住民票を異動するのであれば、要件に該当します。

Q・「市内の社宅・賃貸住宅等に5年以上居住し転居」は、市内の複数の社宅・賃貸住宅等の居住期間を合わせて良いのですか。

A・良いです。転居前に市内の社宅・賃貸住宅等に継続して5年以上居住しているのであれば、対象となります。

Q・対象住宅の取得日とはいつのことですか。

A・本制度において取得とは、対象住宅の所有権の登記を行うことをいい、住宅取得日とは、**所有権保存登記をした日**(建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の所有権に関する事項の受付年月日)をいいます。

Q・奨励金の交付を受けた場合、税金はかかりますか。

A・所得税法上「一時所得」として取り扱われます。詳しくは税務署、市税務課にご確認ください。

Q・奨励金の子育て加算はなぜ、たまばカードポイント等により支給されるのですか。

A・子育て世代を応援するとともに市内の地域振興を促すものです。

「デジタル田園都市国家構想 田原市総合戦略」に基づき、
人口増加と将来にわたって活力のあるまちづくりを
推進します。

“サーフィン×観光”が楽しめる「サーフタウン構想」に取り組んでいます。

